三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。

四　活動火山対策に要する経費があること。

当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.8 + B \times 0.8 + C \times 0.5$

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する防災営農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

C　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十三号」とあるのは、「第三条第一項第一号ロの表第四号」と読み替えるものとする。

六　除排雪に要する経費があること。

指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

$(A - B) \times 0.5$

三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。

四　活動火山対策に要する経費があること。

当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.8 + B \times 0.8 + C \times 0.5$

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する防災営農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

C　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十三号」とあるのは、「第三条第一項第一号ロの表第四号」と読み替えるものとする。

六　除排雪に要する経費があること。

指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

$(A - B) \times 0.5$